



pnta.jp - 14259156

お知らせ 5月号

令和 7 年 5 月 1 日発行

社会保険労務士法人 作道事務所

労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>

メールアドレス slm info@sabg.co.jp



令和 6 年度確定 ・ 令和 7 年度概算

労働保険料申告について

申告期限は 6 月 2 日～7 月 10 日

当事務組合の保険料納入の期日は 次の通りです

第 1 期 令和 7 年 6 月 20 日まで

第 2 期 令和 7 年 10 月 20 日まで

第 3 期 令和 8 年 1 月 20 日まで

1 期目の労働保険納入通知書は 5 月下旬を目途に順次発送いたします。
労働保険料を算出するための下記の資料を当事務所へ提出していない場合は、早急にご送付いただきますようご協力をお願いします。

★令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの賃金台帳

★令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までに完成した元請工事の書出し（建設業者様）

今年も使える！

「賃上げ」・「設備投資」に使える 3 つの助成金制度をご紹介します

【業務改善助成金】

中小企業が事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行う場合、最大 600 万円が助成されます。対象は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が 50 円以内の事業場です。

【キャリアアップ助成金】

非正規雇用の方を正社員等に転換した場合、1 人あたり 40 万円（制度を新たに規定した場合は 60 万円）が支給されます。就業規則等に基づく制度の整備が必要です。

【働き方改革推進支援助成金】

労働時間の削減や有給取得促進などに取り組む中小企業に対し、導入した設備・機器等の費用の一部を助成します。

6 月 1 日より「職場の熱中症対策」が罰則付きで義務化されます

職場での熱中症による死傷者数が増加していることを受け、企業に対して具体的な熱中症対策を講じることが義務付けられます。（2025 年 6 月 1 日施行）

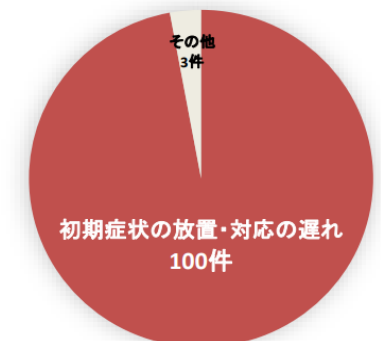
【厚生労働省資料】

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が 2 年連続で 30 人を超え、令和 6 年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約 5～6 倍
- 死亡者の約 7 割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

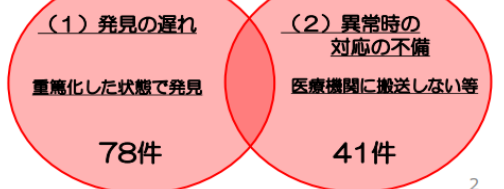
熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100 件の内容は以下のとおり

早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要



2

対象作業

WBGT（暑さ指数）28 又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施」が見込まれる作業が対象となります。

実施すべき対策

1 体制整備

熱中症を生ずるおそれがある作業を行う際に①熱中症の自覚症状がある労働者②熱中症のおそれがある労働者を見つけた者が報告するための体制を定め関係作業員に対して周知すること。

2 手順作成

熱中症を生じる恐れのある作業を行う際に①作業からの離脱②身体の冷却③医療機関への搬送等④事業場における緊急連絡網等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する作業手順を事業所ごとに定め、関係作業員に対して周知すること。

義務化された熱中症対策を怠った場合、**6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられることがあります。**